

辯護 創文書 一四〇〇一〇一四

日本大使館より國務省宛

第一重金屬熔解屑として分類した

鉄皮鋼鉄屑が一九四〇年七月二十六日 輸出

認可制度下に置かれた以来、同年八月十九日

迄 日本向積荷申請、九九%に達した

米國政府の許可を得られた。

二つに集め、認可 鉄皮鋼鉄屑制と突然

拡張し 之等より中級、材料と合口された

に至つた事は一九四〇年九月三十日、條例第...

基礎作りの意図された  
基礎の強化は在国せしむる也

国防の見地からは説明しにくい。







若し更に一層の  
特に削減が加へる  
おらば

将来の日米関係は 断定し難いものなり

たゞのちあり

日米兩國政府の 斯くの如き不測の

事柄を防止する為 彼らつるしう  
日英善の協力と  
たすむ

は与死である。 日本政府は 二の努力に向ふ

献身するが あり 而して之が 米國政府の全ま

協力を看すものなり 信也

東洋の事

合衆國對外關係——日本——  
一九三二年(昭和七年)——一九四二年(昭和十七年)——  
合衆國對外關係——  
二三四、二三五頁より抜萃

之の附録 スキトト下付 一九四〇年(昭和十五年)

十月一日 自衛 大使 外務長官に

手交 したるものあり